

私たちはボランティア精神のもと
「市民後見人」として、地域社会に貢献することを目指します。

会報/市民後見人の会 No. 163

2021年6月23日発行 通巻No.173号

創刊2007年2月26日

発行/特定非営利活動法人 市民後見人の会

〒140-0014 東京都品川区大井 1-15-1 品川成年後見センター分室3階

TEL : 080-3912-3259 (通話専用 月～金曜日の10時～16時の間対応します。)

TEL&FAX : 03-6303-8265

◆2021年度通常総会が終了◆

6月12日(土)、2021年度通常総会が下記のとおり開催されました。今回の総会は昨年と同様コロナ禍のため、一部役員以外の会員には委任状、議決権行使書による出席を求め、少人数による開催形式となりました。また、会員向けガイダンス及び茶話会は中止しました。

日時：2021年6月12日(土) 13時30分～14時20分

場所：品川区社会福祉協議会3階会議室

議案：第1号議案～第4号議案

正会員総数86名(6月1日現在)のうち、66名の出席(当日出席12名、書面出席54名<委任29名、議決権行使25名>)で総会は成立し、古賀理事長が議長に選出され議事が始まりしました。

「1号議案 2020年度事業報告」「2号議案 2020年度決算報告」(2号議案の報告後に監査報告)「3号議案 2021年度事業計画」「4号議案 2021年度活動予算」の各議案の説明がなされ、全議案とも全て賛成多数で原案とおり可決されました。

その後のフリートーキングで次のような意見がだされ、この日は閉会しました。

- ①品川区成年後見制度利用促進計画で、区主導で「協議会」を新設する予定があり、本会はそのメンバーとなる予定である。
- ②後見担当者が「やりがい」を感じられる環境が必要。オンライン(Zoom会議等)での交流があっても良い。
- ③社協支援員での研修は本会自前でのカリキュラムも検討しても良いのでは。
- ④ホームページの更新は広報部会だけでなく全会員の横断的プロジェクトとして考えても良いのでは。外注もありか。



◆2021 年度 5 月度理事会報告◆

1. 開催日時 2021 年 5 月 17 日（月）15 時 30 分～17 時 00 分
2. 開催場所 社協ボランティア室（1003 号室）
3. 出席理事 朝倉鈴子、内山恵子、大金修、古賀忠壹、斉藤裕二、杉谷徹夫、杉山麻里子、高原三平、馬庭俊一郎各理事
4. 欠席理事 金城清理事
5. オブザーバー 國枝園子、小松統各監事 （敬称略）
7. 議事

<審議事項>

- ① 2021 年度社協支援員の推薦について決議した。ただ、現在、本会は品川区社協に活動期間の 1 年間延期を申し入れている（コロナによる活動不十分のフォローのため）。その結果を踏まえて、支援員本人の継続意思を確認した上で、社協に推薦書を提出することとした。

<協議事項>

- ① 本会財務状況（剰余金等）に基づき今後の使途について協議した。（⇒継続協議）
その中で、会費の振込、後見報酬振込等は、ゆうちょ銀行口座を指定することを決定した。ただし当面の間は、現在のみずほ銀行との併用とした。

<報告・連絡事項>

- ① 「緊急事態宣言」の延期を受けてのコロナ対策について、別添資料（2020 年 12 月 21 日付の「新型コロナウイルス感染防止対策」を基本に前文を現状に合わせたもの）による。（古賀）
- ② 2021 年度総会について連絡があった。注意点は以下の通りとする。（高原）
 - ・非常事態宣言下にあり、会議室確保の都合により開催日を当初予定日より 1 日早めて、6 月 12 日とした。
 - ・密を避けるため、会員には議決権行使を有効に利用した書面出席をお願いし、15 人程度の席を設け、参加会員が増えた場合は、出席役員は部会長連絡会メンバー、財務担当理事、監事（合計 7 名）にとどめ、会員優先とすることとした。
- ③ 退会者（4 月度）1 名について報告があった。現会員数は 87 名。（古賀）
- ④ 寄付について以下の報告があった。（高原）
 - ・寄付者：古賀忠壹氏 14600 円、村上盛明氏 10000 円、いずれも本会運営費として
- ⑤ 月曜カフェについてのアンケート実施について連絡があった。（高原・馬庭）
- ⑥ 事務局委員の追加者（松丸心一氏）について報告があった。（高原）
- ⑦ 本会 HP が古いものについての更新依頼した旨報告があった。（高原）
- ⑧ 「いきがい・助け合いサミット IN 神奈川」<2021 年 9 月 1 日（水）～2 日（木）>（さわやか福祉財団主催）への参加について連絡があった。（高原）

◆月曜カフェ◆

第 29 回月曜カフェが次のとおり開催されました。

日 時：5 月 24 日（月）午前 10 時から 12 時まで
場 所：品川区社会福祉協議会 10 階ボランティア室
発表者：大金 修（会員）
議 題：後見人として思うこと
参加者：14 名



当日、大金さんが配布した資料を以下そのまま転載します。また会報 157 号にも大金さんが文章を寄せているのでそれも参考にしてください。

〔被後見人：A さん、女性、91 歳 本会が 43 番目に受任〕

〔居住地：都内マンション（自己所有）に平成 14 年 2 月から居住〕

〔後見履歴：平成 31 年 4 月より後見活動開始、令和 2 年 11 月逝去〕

〔身体の状況：要介護 5，1 日の大半は寝た切り状態。起きるのは食事・デイケア（週 2 回）時のみ。移動は全て車椅子。〕

〔財産状況：自宅マンションと預貯金等で当面の生活維持には問題はないが、将来的には介護サービス、医療費の増加等が見込まれ不安はあった。〕

〔実施していた介護サービス：○訪問ヘルパー（毎日朝と夕方各 1 時間）○訪問看護（月 2 回）○デイケア（週 2 回）○訪問診療（月 2 回）〕

〔その他：○結婚歴なし○親族関係は親・兄弟はなく（死別）現在の相続人は姪 3 人がいて、3 人の姪と連絡はとれるが A さんとの関わりについては否定的で当面の事項は成年後見人に任せると言われている〕

〔課題：①在宅から施設入居（入居に対する強制力と本人意思の尊重）②財産管理（収支バランスの考え方）、所有財産（年金等の収入含む）の使い方に対する考え方③健康管理（体調面の検査を含む複数医師の活用。訪問医師とデイケアの医療担当者との意見の相違④相続人との関係維持（公正証書遺言者の存在）〕

以上が当日の資料ですが、ここにあるように約 1 年半の間、後見担当者二人とケアマネージャーとでチームを作り、厳しい状況の中でどのように活動してきたかを丁寧に語っていただきました。

また、大金さんのスピーチ後、参加者全員に発言してもらい様々な意見が出されました。何人かの方が「今まで長い間身内の介護で時間がとれなかったが、今はもうそれもないので今後この会で積極的に活動して行きたい」と述べていました。

「熱中症弱者の高齢者 警戒の季節『高齢者は熱中症弱者』とされ重症化するケースも多い。（中略）マスクについて環境省や厚労省は人と 2 メートル以上離れている時は熱中症対策のために外すことを推奨している」（毎日新聞 6 月 23 日）。会員の皆様、十分ご注意ください。 （編集 金城 清）